

第四次佐藤内閣の掲げる政治目標の支柱の一つとして、行政改革が謳われ、44年11月20日の閣議決定で当面の改革事項が具体的に示された。

この改革事項の方向なり内容なりについては、いろいろの批判や意見が一般から寄せられているが、それはともかくとして、行政改革の狙いは、単に形だけの機構整理や定員の縮減ではなく、新たな行政需要に対応して、行政の組織や運営が如何にして合理的、効率的に接近するか、ということに間違いなからう。そういう意味からすると、行政改革への契機はどんな時点にあつてもあるし、また絶えることはないのであるが、いま特にその必要性の声が高いのは、各方面でご指摘されているとおり、社会経済の著しい発展に伴つて生じたひずみがもう誰にも目を蔽いがたいほど大きく、内政として政府が緊急にその組織や運営面でこれに対応した構え方をせざるを得ない事態に迫られたということである。

ところで、行政改革と統計との関連を考える場合、まず、統計部局の職員や予算の削減即ち統計体制の弱体化がわれわれの頭に浮び易い。もし、実体がそうであるなら、それは、統計の側面だけでなく行政全体の立場からみて、甚だ不幸なことと言わなければならない。いうまでもなく、行政面にとらえてみると、統計こそ重要施策の方向と具体性を導くものであり、かつその施策推進の状況を検索する独自の機能をもつものであるら、統計の弱体化は行政そのものに重大な影響を及ぼす懸念が大きい。

したがつて、いわゆる行政改革が単に統計実施体制の弱体化をもたらすだけのものであるとしたら、行政改革それ自体の本旨にそわないと考えざるを得ないのである。

しかし、一方それならいまの体制なり運営をそのままの形み強化すれば、もとめられている行政改革の線にそい得るかという点、必ずしもそうではないと思われる。統計それ自体にも改革の芽を伸ばすべき風土が、その環境として迫つているのである。何故なら、統計は、それ自体のために存在するのでなく、つねに新しい統計需要に応じ、かつその時の社会経済のなかで効率的、合理的な方法でその実施を確保して始めて存在すべきものだからである。

あらゆる行政がそうであるように、統計にあつても現にあるそれへの需要に対して悉く応じ得ることはできない。

行政費が国民の負担に依存する以上、極力その負担の軽減を図るのも政府の責任である。

したがつて、第一に統計の整備充実の問題についても、現存の指定統計体系をそのままにして、これへの上積みだけを考えるのは、いまの厳しい行政環境のもとでは、安易に過ぎるといわねばならない。従前から指摘されている重複排除の命題も、設計技術的にその改善を図る努力はもちろん進める必要はあるが、この問題をむし

ろ統計の整備・再編成の意欲的な高い次元のなかで解決をはかるべきものだと思う。統計の整備と一口に言つても、それぞれの統計の沿革や時系列、利用層への影響などを考えれば、決して容易な作業ではないが、統計需要の変化、統計作成の場における環境の変化などの観点からすれば、指定統計を始めとする重要統計の整序については、この際政府を主体として真剣に前向きな姿勢で検討を進めなければならない。統計の設計の企画に当つても、重複排除はいうまでもないが、その実査段階の諸事情も十分に考慮して、できる限り実効のある、かつ、簡素なものに工夫する必要がある。先般の国勢調査実施の際に一般に取り上げられた、いわゆるプライバシーの問題についても、重要な教訓として留意しなければならないと思う。それは、ただ統計法による秘密保護の担保を強調することによつて対抗しようものとは思われない。たしかにこの点、法運用に従前十分な注意が欠けていたのではないかという反省は必要であるが、プライバシー権利擁護の風潮がいよいよ高まつていくことを考えれば、何よりも真实性を生命とする統計を取扱われれば、真实性が還つてくる確信のもてる設計を考案すべきことは、行政官として当然の、しかも重要な責務と考えるのである。もう一つ調査員を中心とする統計調査実査体制の整備、強化の問題である。これはすでに古く、しかもつねに新しい課題であり、当面は調査員手当の引き上げが問題の焦点であることには間違いはない。その実現のために異常な努力を払わなければならないのは当然である。それは、しかし調査員待遇がいまのわれわれの目標どおりの解決を得たときに、実査体制問題が解決するということを意味しない。今後の方向としては、必要な専門的な調査員の確保対策を根本的に考えるとともに、メール方式の導入など調査員一辺倒の安易な他方本願から合理的、効果的な手法をみずから案出する方途が開発されなければならないと思う。

最後に、統計作成について中央と地方の双方の協力連携をさらに強化するための方法を、双方の側で緊急に進める必要があることを強調せざるを得ない。中央統計と地方統計は、もともと国の統計として有機的な体系をなすべきであることはわかりきつたことである。

詳細に論ずる余白がないことは残念であるが、政府統計作成のための体制は、効率やコストなどを考えても、現体制を崩すことが得策だとは決して考えられない。たしかに、地方利用の点で集計、集査面で改善する余地はあるし、予算面でのこともあり、そのための改善策は各省庁においても検討がいま具体的に進められている。

しかし、運用面の改善をもとめるの急のあまり中央地方間の不信任を誘いかねない方向で論議されることは、中央にも地方にも幸せなことではないと思う。中央も地方も新しい統計需要に対応すべく、ともに苦勞しているのである。苦しみをともにし同じ方向にそつて協力して統計の改善に進もうではないか。